

昭和二十七年法律第三百三十号 義務教育費国庫負担法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに對しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

(教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に對して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に對して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

第三条 国は、毎年度、各指定都市ごとに、公立の義務教育諸学校に要する経費のうち、指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費について、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各指定都市ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 平成十七年度に限り、国は、第二条に規定する経費について、同条の規定にかかわらず、各都道府県ごとに、同条の規定を適用した場合の各都道府県ごとの平成十七年度における国庫負担額（以下「平成十七年度国庫負担額」という。）から、文部科学省令で定めるところにより、四千二百五十億円から公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）附則第十四項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額を控除した額を各都道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数（を乗じて得た額を控除した額を負担する。）

附 則（昭和二十八年八月八日法律第一八六号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年三月三〇日法律第四二二号）抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育費国庫負担法第二条第三号に掲げる経費については、昭和三十一年七月一日以後において、退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から適用する。

附 則（昭和三十一年五月六日法律第一三六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十七年九月八日法律第一五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和三十七年九月八日法律第一五三号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月六日法律第一五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四十二年八月一日法律第二二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第十五条 義務教育費国庫負担法の一部改正

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十七条 この法律の施行の際現に市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条に規定する職員について都道府県が負担することとしている公務災害補償に關して、附則第十四条から前条までの規定による法律の改正に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四十五年五月二六日法律第一〇一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年五月二七日法律第七三三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年六月一六日法律第七〇号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和四十七年六月二二日法律第八一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

第十二条 前二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法附則第三項又は公立養護学校整備特別措置法附則第七項の規定は、沖縄復帰の日以後に生ずべきこれらの規定に規定する経費について適用する。

附 則（昭和四十九年六月二二日法律第九〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二二日法律第九五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年十一月二〇日法律第八〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年六月三日法律第五三三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号） 抄

（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年五月八日法律第四六号） 抄

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度から昭和六十四年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月一〇日法律第二二号） 抄

（施行期日等）

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平

成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月三〇日法律第一五号）

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

- この法律（第十一条及び第十九条の規定を除く。）による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度及び平成四年度（平成三年度の特例に係るものにあつては平成三年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成三年度及び平成四年度における事務又は事業の実施により平成五年度（平成三年度の特例に係るものにあつては平成四年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成四年三月三一日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（平成四年度に係る経費についての改正後の規定の適用等）

- 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法附則第五項及び第二条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法附則第十一項の規定中平成四年度の特例に係る部分は、平成四年度の予算に係る国の負担（平成三年度以前の年度に係る経費について平成四年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）及び平成四年度に係る経費につき平成五年度以降の年度に支出される国の負担について適用し、平成三年度以前の年度に係る経費につき平成四年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三一日法律第八号） 抄

（施行期日等）

- この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年六月二日法律第二〇一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三十一日法律第二二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日法律第二二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（平成十五年以降の年度に係る経費についての改正後の規定の適用等）

第二条 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立義務教育費国庫負担法第二十条に規定する義務教育諸学校をいう。）並びに公立の義務教育諸学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成十八年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年三月三十一日法律第一六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、第一条及び第二条の規定に基づく措置については、公立の義務教育諸学校（義務教育費国庫負担法第二十条に規定する義務教育諸学校をいう。）並びに公立の義務教育諸学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成十八年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立義務教育費国庫負担法第二十条に規定する義務教育諸学校をいう。）並びに公立の義務教育諸学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成十八年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一七年三月三十一日法律第二三号）抄
（施行期日）

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立義務教育費国庫負担法第二十条に規定する義務教育諸学校をいう。）並びに公立の義務教育諸学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成十八年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年三月三十一日法律第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（義務教育費国庫負担法の一部改正等に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十七年度以前の年度に係る経費につき平成十八年度以降の年度に支出される国の負担（第十五条第一号の規定による廃止前の公立義務教育諸学校整備特別措置法第五条及び附則第十四項の規定に基づく国の負担を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二日法律第八〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第五条、第八条及び第九条の規定並びに附則第三条、第四条、第十四条、第十五条、第二十一条及び第二十二條の規定 平成三十年四月一日までの間において政令で定める日

（義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第八条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、同条の規定の施行の日の属する年度（以下この条において「適用年度」という。）以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、適用年度の前年度以前の年度に係る経費につき適用年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項について

その手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年六月二十四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(義務教育学校の設置のための必要な行為)

第二条 義務教育学校の設置のための必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年七月二十五日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(義務教育費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成二十九年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成二十八年度以前の年度に係る経費につき平成二十九年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。